

吉野川市農業委員会総会議事録  
(令和5年9月)

1. 開催日時 令和5年9月25日(月)  
午後1時30分から午後2時33分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 18人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南 園 惠志		

4. 欠席委員 1人 (16番 藤本敏夫)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 15人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本惠庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 2人 (石田忠春 吉田 健)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議第31号 農用地利用集積計画の決定について
- 第6 報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 第7 報告事項(2)農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願について

## 第8 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
主査	森本佑治

### 8. 議事進行

事務局

定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年9月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は16番 藤本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中、18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員14名にも本日出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長

(会長挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、11番、江本委員、15番、阿部委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ています議案は、  
議第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件  
議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件  
議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 10件  
議第31号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項(2)農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願について

報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について  
でございます。

議 長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議

案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長 それでは、議第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第28号1番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字西張、地目は台帳、現況共に田、面積は、636㎡です。譲渡人は、高齢で農業に従事する後継者もおらず、所有する農地の処分を考えていたところ、申請地近くに住む譲受人との間で売買の話がまとまったようです。譲受人は自家消費用の水稻を作付けするようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番 2番、山口です。補足説明をさせていただきます。譲受人は先ほど事務局から説明があったとおり申請地の隣に住んでおり、米を栽培して自家消費をするということでございます。農機具は持っていませんが、妻の実家が近くにあり、親は農業を営んでおりますので、米の栽培に必要なトラクター、コンバインは親から借りて耕作するということでございますので特に問題はないと判断します。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第28号1番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第28号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第28号2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町知恵島字中須賀西、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は405㎡です。譲渡人は、住宅を売却するに当たり、隣接する農地も同時に買ってもらうことを希望していました。譲受人は、自家用野菜を育てるなどの耕作をしながら居住できる場所を探していたため、各々の利害が一致し、今回売買の話がまとまったようです。譲受人は農業経験のある友人に指導を仰ぎ、自家用のじゃがいも、人参、ピーマンなどの野菜を作付けするとのことでした。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、17番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番

17番、瀬尾です。譲受人は中古住宅を購入し、その奥の農地で自家消費用の野菜を作られるということで何ら問題ないように思いますので、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第28号2番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第28号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第28号3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

3番でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、山川町諏訪、地目は、台帳、現況共に田、面積は590㎡です。譲渡人は、市外在住で農業はできず、申請地を売却することを希望していましたが、この度、米農家で規模拡大のため農地を探していた譲受人と売買の話がまとまり今回の申請に至ったとのことでした。

譲受人は今回の申請地でも米を増反する予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、7番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7番 　7番、安部です。この圃場は数年前までは利用権の設定により地元の農家の方が水稻を作付けしておりましたが、現在は耕作放棄地となっていました。譲受人が購入することにより管理をしてくれると思いますので何ら問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第28号3番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第28号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　次に、議第29号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 　まず、1番の進入路への転用申請でございますが、議第30号9番の贈与による進入路への転用申請と関連していますので一括審議致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書2頁1番と4頁9番をご覧ください。位置図については、資料4です。

この案件は、自らの農地の一部と今回贈与を受ける農地を、昭和48年頃から自宅への進入路として使っており、始末書を添付した上で、それぞれの転用許可を申請してきたものでございます。

自ら所有する農地は一部が進入路になっており、山川町諏訪、地目は、台帳、現況共に畑、面積は950㎡のうち142.89㎡でございます。農用地区分は、農用地区域から除外された第2種農地でございます。

今回贈与を受ける農地は全部が進入路になっており、山川町諏訪、地目は、台帳が畑、現況はその他、面積は293㎡でございます。農用地区分は、農用地区域から除外された第2種農地でございます。

両方とも50年ほど前から自宅への進入路として使われており、新たに造成工事等を行う予定はありませんが、今後も周辺農地に悪影響が出ないように十分配慮するとのことでございます。始末書の提出がありましたので読み上げます。

(始末書)

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可や

むを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 　9番、川端でございます。今回の申請地の一方は譲受人の親戚の所有で贈与を受けることになったとのこと。両申請地とも昔から進入路として使っている土地なので特に問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第29号1番の進入路への転用申請、議第30号9番の贈与による進入路への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第29号1番及び議第30号9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第29号1番及び議第30号9番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、2番の倉庫建築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　2番でございます。位置図については、資料5です。  
申請地の所在は、美郷字古井、地目は、台帳、現況共に畑、面積は360㎡でございます。農用地区分は、農用地区域から除外された第2種農地でございます。

梅酒の製造業を営んでいる申請者は、現在の倉庫が手狭になったことから、新たに倉庫を建築することを計画し、候補地として自己の所有地で、住居に近く道路に面している申請地を選定したようです。

計画概要は、申請地に2階建て建築面積84㎡の倉庫を建てる計画で、事業費は、自己資金32万円でございます。

土地の造成については、現在傾斜地となっているため、谷側にコンクリートブロックを設置し、山土や碎石で敷均して平面に仕上げます。

民境界には、既設の石積みがありその内側に新たにコンクリートブロックを設置するため、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、倉庫周辺は排水設備を設置して隣接する谷川へ排水させ、その他の敷地は地下浸透させる計画であるため、周辺への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、近藤委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 　14番、近藤です。申請者は梅酒を作っておりますが、現在の倉庫が手狭になったため新たに倉庫を建築するわけですが、申請地は農地とは言いながら急傾斜地でありまして長年耕作はしておりません。そのような土地を有効利用できることは喜ばしいことだと考えております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第29号2番の、倉庫建築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第29号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第29号2番につきましては許可することに決定いたしました。

次に、議第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 　それでは、1番及び2番の、売買による太陽光発電施設建設及び駐車場のための転用申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字福井、地目は、台帳、現況共に田、面積は978㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内から除外された、第3種農地でございます。

譲渡人は、体調不良により今後の営農が困難な状況であり、借り手もおらず管理に苦慮していたため、この度、太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル164枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を株式会社エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,350万円を予定しています。

土地の造成については、表土はそのままに不陸整正後に転圧する予定で、雑草管理として、全面に防草シートを敷設の上、年6回以上の草刈りを適宜実施するとのことです。土地の境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地

への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

事務局

続いて2番でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字呉谷、地目は、台帳、現況共に畑、面積は190㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲受人は、隣接地で老人ホーム及び訪問・通所介護等の事業を行っておりますが、従業員及び外来者のための駐車場が不足している状況でありました。

近くで土地を探していたところ、休耕中であった申請地の所有者から敷地の利用について承諾が得られたため、駐車場用地として譲り受けることとなったようです。

計画概要は、乗用車4台、軽自動車6台分の駐車場として整備する計画で、事業費は自己資金200万円を予定しております。

土地の造成については、整地の上、砕石を10cm敷き仕上げます。

申請地は周辺より低い位置にあるため、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、南側と東側に敷地内排水側溝を設け、隣接する事業所内の排水設備に接続するため、周辺への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番

8番、河野です。補足説明をさせていただきます。20日に事務局、会長、職務代理者と共に現地確認をさせていただきました。1件目の太陽光発電施設用地への転用につきましては、申請地の周辺に既に2カ所太陽光発電施設が施工されております。これまでも特に問題がなく、この度の申請地についても周辺農地への影響もないと思われ特に問題はないと考えられます。

2件目の駐車場への転用につきましては、譲受人である法人は、介護事業を展開しており、事業所が山の麓にあり、職員及び来園者の駐車場が少なく手狭であったため、この度、隣地所有者と話がまとまり駐車場を増設する計画ということでございます。周辺への影響もないと思われま

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第30号1番及び2番の、売買による太陽光発電施設建設及び駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第30号1番及び2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第30号1番及び2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、3番の贈与による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料8です。  
申請地の所在は、鴨島町西麻植字田淵、地目は、台帳、現況共に畑、面積は298㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲受人は現在家族とアパート住まいであり、この度、譲渡人である父親の所有地で、両親の住む実家近くである申請地を父親から譲り受け、新居を建てることになったようです。

計画概要は、平屋建て住宅、建築面積96.18㎡を建築する計画で、事業費は借入資金4,000万円を予定しています。

土地の造成については、表土を20cmすき取り、良質土にて50cm程度盛土し南側道路面との高さ調整を行う計画です。また、南側道路接地面以外は新設のL字型コンクリート擁壁で囲うため、土砂等の流出はありません。

排水については、雑排水は公共下水道に排水し、雨水は南側市道側溝に放流する計画であるため、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本です。先般、事務局と一緒に現地確認を行いました。当地は非常に広い土地でございます。農地としてはもったいない気持ちもありますが、仕方がないと判断したわけでございます。父親の土地を譲り受けるわけでございます。すぐ近くにご実家もありますので生活環境もよいということで、別に問題はないと思っておりますので、よろしくご審議の程、お願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました。議第30号3番の、贈与による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第30号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第30号3番につきましては許可することに決定いたしました。

続きまして、4番の売買による車両置場のための転用申請でございます。本件につきましては、1種農地における500㎡以上の転用のため、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

4番でございます。2筆でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町知恵島字中須賀西、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は1,114㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内から除外された、第1種農地でございます。

譲受人は、申請地近くで、自動車関連の総合サービス業を営んでおり、現在経営も順調で、売り上げとともに預かる車両の数が増加したため、現在使用している車両置場は手狭になってきておりました。

令和3年に近隣敷地を車両置場にしましたが、まだ面積が不足している状況が続いていたため、近くで土地を探していたところ、休耕中であった申請地の所有者から敷地の利用について承諾が得られたため、譲り受けることとなったようです。

計画概要は、販売用中古車両、代車、部品調達用の車両等の保管及び従業員駐車場として利用する目的で、車両置場として整備する計画です。

事業費は自己資金200万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、砕石を敷き仕上げます。

土地の境界には、新設の土羽止を設置するため、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、17番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番

17番、瀬尾です。譲受人は、自動車の板金、車検、整備などを行っている法人で経営も順調です。預かる車両も増加し、保管場所を探していたところ、所有者が耕作することが困難になっている申請地を駐車場として転用するために譲り受ける話がまとまったそうです。耕作放棄地となるよりは土地を有効利用できた方がよいですし、工場から近いことも購入した理由のようです。先日の現地確認でも特に問題になるような点はなかつたので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第30号4番の、売買による車両置場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第30号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第30号4番につきましては許可することに決定いたしました。なお、本件につきましては、徳島県農業会議へ諮問いたします。

議長 続きまして5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料9です。  
申請地の所在は、川島町山田字芝生、地目は、台帳、現況共に畑、面積は907㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第2種農地でございます。

譲渡人は、体調不良により今後の営農が困難な状況であり、借り手もおらず管理に苦慮していたため、この度、太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル130枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を株式会社エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,250万円を予定しています。

土地の造成については、表土はそのままに不陸整正後に転圧する予定で、雑草管理として、防草シート施工の上、年6回以上以上の草刈りを適宜実施します。土地の境界には、新設の土羽を設置するため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

15番 15番、阿部です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、現地については西側と南東部にも太陽光発電施設が既に設置されており、近隣の民家に対しても影響はないものと考えられます。転用許可はやむを得ないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第30号5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第30号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第30号5番につきましては許可することに決定致しました。

議長 続きまして議第30号6番の、売買による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。位置図については、資料10です。  
申請地の所在は、川島町桑村字大明神、地目は、台帳、現況共に田、面積は480㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第2種農地でございます。

譲受人の母親が住む実家の駐車場は大変手狭で、帰省や来客の際に車を駐車するスペースがなく大変苦慮していました。この度、実家に近い申請地の所有者に相談したところ、敷地の利用について承諾が得られ、駐車場用地として譲り受けることになったようです。

計画概要は、スロープを設け、自動車5台分程度の駐車場として整備する計画で、事業費は自己資金100万円を予定しております。

土地の造成については、整地の上、砂利を敷き仕上げます。また、土地の境界には、既設コンクリート擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、1番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いしま。

1番 1番、松本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は会社員で農業もしておらず、申請地も休耕地となっております。申請地は譲受人の実家の前であり、現在は駐車スペースもなく、帰省時また来客時に苦慮していることから、駐車場として利用するため譲り受ける話がまとまったようで、近隣周辺に迷惑をかけることもないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第30号6番の、売買による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第30号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第30号6番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして、7番及び8番は関連しておりますので一括審議いたします。  
使用貸借及び贈与による居宅新築及び進入路のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをご覧ください。  
7番及び8番でございます。位置図については、資料11です。  
申請地の所在は、川島町栗村字鍛冶屋敷、地目は、台帳、現況共に畑及び田、3筆の合計面積は540㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第3種農地でございます。  
譲受人は現在両親と同居しておりますが、独立を機に新居を建てることになったようです。  
7番の申請地は、貸人である母親が所有するの土地であり、加えて、8番の譲渡人から土地の贈与を受ける承諾を得られたことにより進入路として十分な土地も確保できるようになったことから、当該地を計画地として選定したようです。  
計画概要は、申請地に2階建て住宅、建築面積105.16㎡を建築するほか進入路を整備する計画です。事業費は借入資金2,550万円を予定しています。  
土地の造成については、表土を30cmすき取り、30cmの土砂でかさ上げし、その上に20cmの砕石を敷き仕上げます。また、境界には、一部に既設擁壁があるところ以外は新設のコンクリート擁壁を設置する計画であるため土砂等の流出はありません。  
排水については、雑排水は公共下水道に排水し、雨水は東側市道側溝に放流する計画であるため、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。  
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 1番、松本です。ただいま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。7番の貸人と借人は親子であり、母親所有の土地を子が借り受けて住宅を建築するという事です。また、同時に8番の土地を新居への進入路として譲渡人から譲り受けるということで、現地確認もいたしました。7番8番ともに近隣周辺に対して特に問題となるようなことはないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第30号7番及び8番の、使用貸借及び贈与による居宅新築及び進入路のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第30号7番及び8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第30号7番及び8番につきましては許可することに決定いたしました。

　続きまして9番は先ほど審議しましたので、10番の使用貸借による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　10番でございます。位置図については、資料12です。

　申請地の所在は、山川町季邦、地目は、台帳、現況共に田、面積は402㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

　譲受人は現在家族と両親宅に仮住まいしておりますが、将来の子供の出産や育児のことを考え、新居を建てることになったようです。

　申請地は、貸し人である父親が所有する土地であることに加え、両親宅にほど近いことから、当該地を計画地として選定したようです。

　計画概要は、申請地に二階建て住宅、建築面積81.98㎡を建築する計画で、事業費は借入資金4,000万円を予定しています。

　土地の造成については、表土を20cmすき取り、土砂で20cmかさ上げし、その上に砕石を10cm敷き仕上げます。また、既設擁壁のない南側部分に新設のコンクリート擁壁を設置するため、土砂等の流出はありません。

　排水については、雑排水は公共下水道に排水し、雨水は地下浸透及び北側市道側溝に自然流下させる計画であるため、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。

　その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いしま。

10番 　10番、原です。この案件は親所有の土地を借りて子が住宅を建てるというもので、所有者は高齢であり農業をすることも困難で、また周辺に迷惑をかけることもないと思われま。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第30号10番の、使用貸借による居宅新築のための転用申請につきまして、委員

の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第30号10番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第30号10番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第31号 農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は5頁から8頁になります。議第31号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和5年9月11日付け5吉農林第205号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定新規が20件28筆 34,485㎡でございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、議第31号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。  
(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第31号 農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第31号につきましては、承認されました。

議 長 次に、  
報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告事項(2)農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願について  
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業

委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の9頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料13です。

所在は、鴨島町牛島字明治開、地目は、台帳、現況共に畑、面積は348㎡でございます。転用目的は、売買による専用住宅用地でございます。令和5年9月5日に届出が提出され、同日で受理、令和5年9月11日にその旨を通知しました。

続きまして2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料14です。

所在は、鴨島町喜来字豊畑、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は325㎡でございます。転用目的は、売買による専用住宅用地でございます。この件については、先月届出を受理したことを報告済みですが、後日譲受人を夫単独から夫婦の共有にしたいとのことで再提出があったものです。令和5年9月6日に届出が提出され、同日で受理、令和5年9月11日にその旨を通知しました。

○報告事項(2)農地法第5条第1項の規定による許可の取下願いについて、をご報告致します。

議案書の10頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料15です。

今回許可申請の取り下げがあった土地は、山川町川田で、地目は、台帳、現況共に田、面積は936㎡でございます。本件は、以前に転用許可した案件の工事着手が長期間できず放置されていることを鑑み、令和5年8月総会で同業者からの新たな転用許可申請を保留としていたものです。令和5年9月13日に「転用延期」との理由による取下願が提出され、同日で受理、令和5年9月15日にその旨を通知しました。

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の11頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、利用権設定の賃貸借権の合意解約が3件6筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が2件4筆でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

○退任者挨拶

・会長退任挨拶(役員を代表して)

・退任委員挨拶(農)野上委員 (推)石田委員、小原委員、椿本委員

○辞令交付式・臨時総会・集合写真撮影について

(農地利用最適化推進委員は10月25日(水)の総会で委嘱予定)

- 役員候補者選定協議について  
鴨島以外の農業委員は本日総会終了後実施
- 臨時総会での会長と会長職務代理者の選出方法について
- 積立金の返還 明細、封筒・・・手渡し、領収一覧・・・サインもらう

議 長

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。  
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたこと  
を感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会           （終了時刻    午後2時33分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年    月    日

議            長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記